

春日部市立大増中学校 令和3年度 部活動に係る活動方針

〔活動の方針〕

- 生徒の自主的な参加による活動とこれを通して、本校の教育目標である『理性』、『情熱』、『友愛』の達成を目指して自立しようとする生徒の育成を図る。
- 学習活動と部活動との両立による充実した学校生活の実現を果たす力と態度を育む。
- 計画的で適切な部活動の実践を通して、生徒の健全な成長を促す。

〔指導体制の整備について〕

- 各顧問は、年間活動計画、(月間)活動計画、及び実績簿を作成し、管理職に提出する。
- 各顧問は、作成した活動計画等を関係生徒及びその保護者に配付し周知する。
- 管理職は、各部の活動状況を適宜掌握し、必要に応じて顧問に対して指導・助言する。
- 複数の顧問による指導体制の整備に努めるなどして、指導の充実に努める。
- 校長の承認に基づく外部指導者が指導に当たることができる。
- 部活動顧問より申請があり、校長が承認した場合、15分間の部活動の延長を行うことができる。①学校行事等の取組みと大会時期が重なった場合 ②新人戦県大会出場に伴う練習時間の確保 ③大会前2週間 のいずれかの要件を満たし、かつ該当家庭に周知し保護者の許可を得た生徒に限り活動を認める。
※延長時の下校指導は該当顧問が責任を持って行うこととする。

〔具体的な活動の進め方について〕

- 各顧問にあつては、年度当初実施予定の「部活動保護者会」において、当該部の活動の方針及び計画、並びに1年間の活動上の特出する事項(個人用具等物品の費用見積もり等)を関係保護者へ周知する。
- 施設・設備の点検を定期に実施し、事故の防止に努める。
- 各顧問にあつては、体罰やハラスメントの根絶を期する活動とする。
- 活動に際して事故等が発生した場合には、本校緊急マニュアルに即して迅速、適切に対応する。(特に、緊急通報、心肺蘇生、AED使用については、年度当初等の校内会議及び研修会において、各対応力の向上を十分に図る。)
- 各部活動の会計事務(部活動費用の徴収、年度末等会計報告等)は、「本校教材費等会計取扱規程」に従って取り扱わなければならない。

〔適切な休養日等の設定について〕

- 原則として、平日は水曜日、週休日は土曜日、または日曜日のいずれかを休養日とする。また、「春日部市部活動のあり方に関する方針」に示された市共通休養日を原則、休養日とする。
- 原則として、定期テスト3日前及びテスト期間中(テスト当日の朝及び翌日がテスト日の放課後)は、活動の休止日とする。
- 大会等を控えた部活動で、校長が活動することを必要と認め、関係保護者の理解が得られた場合は、前項までの休養日、または休止日に活動することができる。
- 原則として、1日の活動時間は、平日2時間程度、週休日は3時間程度とする。
- 長期休業中についても、上記に準じて活動する。

※ 本活動方針は、「春日部市立中学校等部活動のあり方に関する方針」及び前年度の本校部活動における生徒や各部の活動実態に基づき、毎年度校長が策定する。